

オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則

2016 年 12 月 15 日（Ver4.5）

環境省

－ 目次 －

第1章 実施規則策定にあたっての基本的な考え方	1
1.1 目的・位置づけ.....	1
1.2 オフセット・クレジット（J-VER）発行対象者.....	1
1.3 オフセット・クレジット（J-VER）の信頼性確保.....	1
1.4 クレジットの二重使用（ダブルカウント）の防止.....	2
1.5 プロジェクトの追加性.....	4
1.6 本制度における追加性立証方法.....	4
1.7 本制度に関連するルール等.....	5
1.8 本制度におけるプロジェクト計画・実施等に係る原則.....	6
第2章 プロジェクトの流れとルール	8
2.1 体制	8
2.2 プロジェクトの計画・認証・発行プロセス及びルール	8
① 方法論リスト、適格性基準、方法論（排出削減・吸収量のモニタリング・算定方法）の設計	10
② プロジェクト計画の作成.....	12
③ プロジェクトの妥当性確認.....	13
④ 登録	15
⑤ モニタリング	16
⑥ モニタリング報告書の検証.....	16
⑦ 排出削減・吸収量の認証.....	17
⑧ オフセット・クレジット（J-VER）の発行.....	17
⑨ オフセット・クレジット（J-VER）の管理.....	19
第3章 その他のルール	20
3.1 都道府県 J-VER プログラムの認証.....	20
3.2 制度文書の管理.....	20
3.3 用語の定義	21

第1章 実施規則策定にあたっての基本的な考え方

1.1 目的・位置づけ

オフセット・クレジット（J-VER）制度（以下「本制度」という。）は、温室効果ガス排出削減・吸収に係る自主的な取組を通じて、一定の品質が確保され、市場を流通するオフセット・クレジット（J-VER）を発行することを目的としており、これにより、個人、企業、自治体等による主体的なカーボン・オフセットの取組を促進するとともに、国内の企業や自治体等における自主的な削減・吸収に係る努力が促進されることが期待される。

オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則は、自主的な温室効果ガス削減取組に対して確実に透明性の高いモニタリング・算定、検証のルールを示すとともに、オフセット・クレジット（J-VER：Japan Verified Emission Reduction）の発行・管理に関する枠組みを規定するものである。

本実施規則の手続きに則って実現された自主的な温室効果ガス排出削減・吸収量に対してはオフセット・クレジット（J-VER）が発行され、所定の登録簿にて管理される。登録簿に発行されたオフセット・クレジット（J-VER）は市場流通性を持ち、自由に取引を行うことができる。オフセット・クレジット（J-VER）の用途は、企業や個人、自治体が主体的に行うカーボン・オフセットの取組（商品・サービス、会議・イベント、自己活動等）における活用を主眼とする。なお、各種規制等においてもその制度管理者の判断により削減取組の補完的機能として活用することも想定される。

1.2 オフセット・クレジット（J-VER）発行対象者

本実施規則の求める要求事項を満たせば誰でもプロジェクトを行うことができる。ただし、本制度の目的が「現状以上に温室効果ガス削減を促進すること」であるため、他の温室効果ガス排出削減・吸収クレジット、規制等に基づいて実施する削減取組、採算性が高く通常のビジネスベースで進められるような事業については対象とならない点に留意が必要である。また、JIS Q 14064-2 に則る制度として、第三者認証が必要であることから、日本国政府または日本国政府の一部が実施するプロジェクトを日本国政府は認証しない他、日本国政府または日本国政府の一部が実施するプロジェクトまたは都道府県プログラムの認証を受けた当該都道府県が実施するプロジェクトを都道府県プログラムの認証を受けた同都道府県が認証しないこととする。

1.3 オフセット・クレジット（J-VER）の信頼性確保

オフセット・クレジット（J-VER）は、温室効果ガス排出削減・吸収量がクレジットと呼ばれる商品として捉えられ、市場で流通するものであり、オフセット・クレジット（J-VER）の取引を安心して行えるよう、国際的な考えとも整合を保ちつつ、常に高いレベルで安定した品質が確保された制度から産まれたものでなければならない。その目的を達成するため、本制度は、JIS Q 14064-2 及び JIS Q 14064-3 に準拠した制度であるとともに、JIS Q

14064-2 に準拠した制度を用いた JIS Q 14065 の認定を我が国において取得し、本制度へ機関登録されている妥当性確認機関及び検証機関が、プロジェクト計画書の妥当性確認及び温室効果ガス排出削減・吸収量の検証を行うことを原則としている。なお、本制度における妥当性確認機関及び検証機関については、我が国における国際認定フォーラム（IAF）の品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステムまたは製品認証に関する相互承認（MLA）メンバーによる、JIS Q 14064-2 に準拠した妥当性確認・検証を行う機関に対し JIS Q 14065 認定が授与されるまでの間の移行措置として、暫定的な妥当性確認・検証機関の登録要件を別途定めることとする。

表 1- 1 国際標準との整合性

オフセット・クレジット（J-VER）制度の基本要素	準拠した国際標準
制度枠組み、モニタリング・算定ルール	ISO14064-2
制度枠組み、妥当性確認・検証ガイドライン	ISO14064-3
検証機関の認定のための要求事項	ISO14065

1.4 クレジットの二重使用（ダブルカウント）の防止

【全事業者対象】

①類似制度に基づく二重認証の禁止

当該プロジェクトに係る排出削減量に対して、他の制度において認証取得してはならない。

プロジェクト代表事業者¹、プロジェクト事業者²及びプロジェクト参加者³（以下「プロジェクト代表事業者等」という。）はバウンダリが同一である他の制度に係る認証取得を行ってはならない。また、バウンダリ設定が異なっている場合であっても、他の類似制度に対する認証申請を行った場合は、各様式におけるダブルカウントの防止措置欄に、他の類似制度への認証申請を行った旨記入の上、ダブルカウントが生じていないことを証明しなければならない。

②第三者に温室効果ガス排出削減・吸収という環境の保全に関する付加価値（以下「環境価値」という。）を移転する際のダブルカウントの防止

当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に譲渡する際には、環境価値の帰属先を明示する同意書等を別途作成する等その譲渡先に対して環境価値の帰属の明確化を行い、ダブルカウントを防止しなければならない。

森林管理プロジェクトにおいては、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲

¹ プロジェクト事業者を代表する者をいう。プロジェクト事業者が 1 者の場合は、当該事業者。

² プロジェクトの実施に携わる事業者のうち、実際に温室効果ガス排出削減・吸収活動を実施する者をいう。

³ プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わる者をいう。例えば、温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等が想定される。

渡する際に、その譲渡先に対して環境価値がクレジット化されており当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成し、譲渡先に示さなければならない。

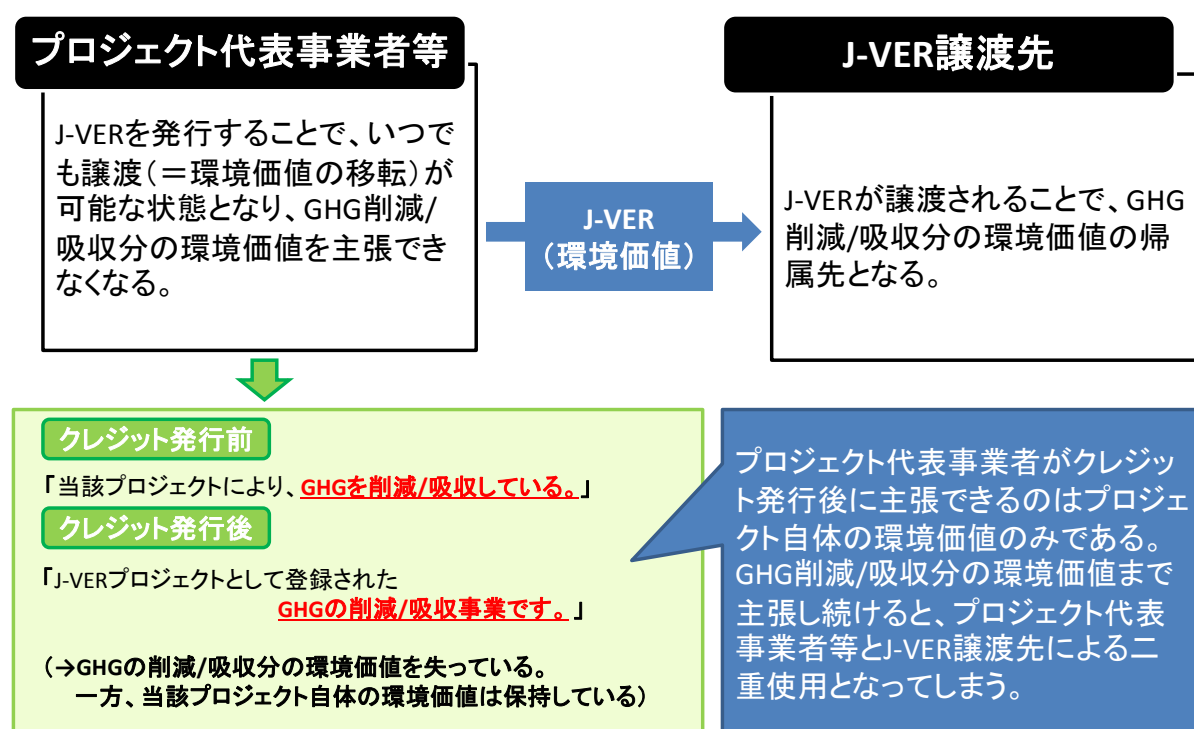
第三者が、当該プロジェクトに伴う環境価値がオフセット・クレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該環境価値を二重に主張することを防ぐため、プロジェクト代表事業者等は発行クレジット量に相当する排出量を上乗せする必要がある。

③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止

プロジェクト代表事業者等が、クレジット発行後に環境価値を二重に使用、主張することを防ぐ必要がある。

環境価値の二重使用を防止するため、排出削減・吸収活動の環境価値について、クレジットとして発行を受けた（当該環境価値の帰属先を決める権限が他者に譲渡可能な状態となった）後⁴に、依然として自らの当該活動に帰属するものとして主張してはならない。当該クレジット発行量分を排出量とみなし、上乗せして報告すること。ただし、当該クレジット発行量のうち、一部を事業者が自ら無効化した場合には、当該クレジット量分の環境価値は当該事業者の削減・吸収活動に帰属するものとして主張することができる。

※ プロジェクト代表事業者等は自らの削減・吸収活動の排出量を埋め合わせるため、自らが発行した



⁴ 登録簿上に発行された時点をいう。

【排出量目標を有する事業者・地方自治体や報告書制度の対象である事業者・自治体のみ】

④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止

排出量目標を有する事業者/地方自治体や報告書制度の対象となっている事業者/地方自治体は、自らが行った削減・吸収活動によるクレジット発行後に、依然として自らの当該活動に帰属するものとして主張してはならない。当該クレジット発行量分を排出量とみなし、上乗せして報告することが適切である。ただし、当事業者が自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）についてはこの限りではない。

なお、報告制度や排出量取引制度等⁵において、上記のような形での報告が義務付けられていない場合には、当面の措置として、各制度の報告様式における適切な備考欄に記入する⁶等の情報開示により代替することができる。

1.5 プロジェクトの追加性

本制度により発行されるオフセット・クレジット（J-VER）は、自主的なカーボン・オフセットの取組等様々な用途に活用されることが想定されるが、これら用途に用いられるオフセット・クレジット（J-VER）が国全体として温室効果ガス排出削減対策を促進させるものであることを確保するためには、オフセット・クレジット（J-VER）発行の対象とするプロジェクトは、本制度が存在しない場合に対して「追加的」な温室効果ガス排出削減をもたらすことが求められる。

1.6 本制度における追加性立証方法

プロジェクトの温室効果ガス排出削減の追加性を立証する方法としては、プロジェクトごとに追加性を評価する方法と、プロジェクト種類ごとの基準等を設定し追加性を評価する方法の二種類がある。

① プロジェクトごとの評価

本立証方法は、プロジェクトごとにプロジェクト代表事業者等の事情やプロジェクト特有の状況を考慮しつつ、投資障壁、技術的障壁、資金調達障壁等の様々なプロジェクト実施を困難とする障壁の存在を確認してプロジェクトの追加性を評価する方法である。京都メカニズムのクリーン開発メカニズム（CDM）ではこの方法が採られている。本立証方法のメリット・デメリットは以下のとおりである。

メリット

- ・プロジェクト個々の状況に応じた追加性及びベースライン・シナリオの評価が可能。

⁵ 例えば、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度、実行計画等の制度、自治体による計画書制度・排出量取引制度が挙げられる。

⁶ 例えば、算定・報告・公表制度による報告時には、様式第2「温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報」の「5. その他の情報」欄に当該譲渡分に関する情報を記載するとよい。

デメリット

- ・プロジェクト個々の状況に応じて追加性立証の妥当性が判断されるため、プロジェクト代表事業者等にとっての承認リスクが高い。
- ・プロジェクト代表事業者等による追加性立証、検証機関による審査、制度管理者による承認など個々のプロジェクトに係る作業量が多く、結果として実施費用が増大する。

② プロジェクト種類ごとの基準による評価

本立証方法は、制度管理者であらかじめプロジェクト種類ごとの基準を設定し、その基準を満たすプロジェクトを認める方法である。基準としては、プロジェクト種類、ベンチマーク（エネルギー効率等）、機器や対策の普及率、機器や対策の投資回収年数等によって基準を設定する。本立証方法のメリット・デメリットは以下のとおりである。

メリット

- ・ベースライン・シナリオ及び追加性の判断に際して、あらかじめ基準を示すため、プロジェクト計画から承認までのプロセスが簡素化される。
- ・あらかじめ基準を示すため、承認の主観性を最小化または排除できる。
- ・一度仕組みを構築すれば、運用は簡素となる。

デメリット

- ・様々な種類のプロジェクトに対してそれぞれの基準を構築するには専門的知見を集約する必要があり、制度設計時に時間及びコストがかかる。
- ・元々実施予定だったプロジェクトなど、プロジェクトごとに評価した場合には追加性が認められないプロジェクトであっても、本方法では基準を満たせば承認されるため、本来追加性がないプロジェクトを追加的であるとみなしてしまうリスクを一定程度受け入れなければならない。
- ・実施されるプロジェクトが、基準を構築したプロジェクト種類に限定されてしまう。

プロジェクトごとの追加性の立証は、評価する者の主観的な判断によるところが大きく、制度全体に対する信頼性の低下につながるおそれがあること、立証に係る第三者審査などの費用がプロジェクト代表事業者等の負担となる上にプロジェクトが承認されないリスクも存在するため、本制度の利用を促進する上での障害となりうる。このため、追加性立証に係る基準は可能な限り明確化し、プロジェクト代表事業者等が立証しやすいものとするのが望ましい。

本制度では、制度管理者が採算性や実施状況等の現状調査に基づいて本制度にて積極的に促進支援すべきプロジェクト種類を特定し、「方法論リスト」として登録し、併せてプロジェクト種類ごとに追加性立証のための基準を「適格性基準」として示す。プロジェクト代表事業者等は、方法論リストに掲載され、各プロジェクト種類で要求された「適格性基準」を満たしていることさえ証明すれば、プロジェクトの追加性を立証したとみなされる。

1.7 本制度に関連するルール等

本実施規則は、本制度の全体的なルールを示したものであるが、制度の運用においては

その他に次のようなガイドライン等を整備している。プロジェクト代表事業者等においては、以下のガイドライン等（以下「基本文書」という。）を参考にすることが求められる。

表 1- 2 基本文書（プロジェクトの計画・実施等に際して参照すべきガイドライン等一覧）

項目	参照すべきガイドライン等
制度全体ルール	・ オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 ・ JIS Q 14064-2（ISO14064-2）
J-VER 制度における委員会に関する規程	・ オフセット・クレジット（J-VER）制度委員会規程
個別プロジェクト種類の排出削減量／吸収量の算定方法（方法論）	・ オフセット・クレジット（J-VER）の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論
方法論策定における基本ルール	・ オフセット・クレジット（J-VER）制度方法論策定ガイドライン
排出削減量／吸収量のモニタリング・算定ルール	・ オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン
プロジェクトの妥当性確認及び排出削減量／吸収量の検証ルール	・ オフセット・クレジット（J-VER）制度妥当性確認・検証ガイドライン ・ JIS Q 14064-3（ISO14064-3）
オフセット・クレジット（J-VER）登録簿システムに関する規程	・ オフセット・クレジット（J-VER）登録簿システム利用規程
妥当性確認機関・検証機関の認定ルール	・ JIS Q 14065（ISO14065）
その他	・ 上記の他、環境省又はオフセット・クレジット（J-VER）運営委員会により制定された文書

1.8 本制度におけるプロジェクト計画・実施等に係る原則

発行されるオフセット・クレジット（J-VER）の品質確保を確実にするため、プロジェクト代表事業者等は下記の 6 原則に従って、プロジェクトを計画・実施し、温室効果ガス排出削減・吸収量をモニタリング及び算定し、検証することが求められる。

適合性（Relevance）

方法論リストに記載され、当該プロジェクト種類の適格性基準に準拠しており、適切な方法論が選択されていること。

完全性（Completeness）

プロジェクトとベースラインに関連する排出活動が漏れなく特定され、算定対象となる排出活動について、算定対象期間の温室効果ガス排出量が漏れなく算定されていること。

一貫性（Consistency）

同一の方法やデータ類を使用し、算定対象期間において排出削減量又は吸収量が比較可能なように算定が行われていること。

正確性（Accuracy）

仮定設定や計測、計算等に含まれる偏りと不確かさを可能な限り減らし、要求される精度が確保されていること。

透明性 (Transparency)

情報の利用者が合理的な自信をもって判断できるよう、十分かつ適切な温室効果ガス関連情報が開示されていること。

保守性 (Conservativeness)

温室効果ガス排出削減・吸収量が過大評価されないことを確実にするよう、保守的な仮定、数値及び手順が用いられていること。

第2章 プロジェクトの流れとルール

2.1 体制

本制度は環境省が実施する。実施に当たって、以下の組織を構築する。

表 2- 1 オフセット・クレジット（J-VER）制度における組織と業務内容

組織	業務内容
オフセット・クレジット（J-VER） 制度運営委員会 （以下「J-VER 運営委員会」とい う。）	①制度文書（基本文書のうち JIS 以外のもの。以下同 じ。）の決定及び改廃（②を除く。） ②方法論リスト及び方法論（適格性基準を含む。 以下同じ。）の決定及び改廃 ③登録簿の構築・運営・管理に関する決定 ④小委員会の設置 ⑤J-VER 認証委員会からの意見への対応案の決定 ⑥意見・苦情等に対する対応案の決定 ⑦上記①～⑥に付随する業務
オフセット・クレジット（J-VER） 制度認証委員会 （以下「J-VER 認証委員会」とい う。）	①プロジェクト登録に関する決定 ②オフセット・クレジット（J-VER）の認証・発行に 関する決定 ③J-VER 運営委員会・技術小委員会への制度変更に関 する意見の提出 ④J-VER 妥当性確認・検証機関登録に関する決定 ⑤上記①～④に付随する業務
技術小委員会	①J-VER 運営委員会により付託された制度文書の決 定・改廃案に関する審議（②を除く。） ②J-VER 運営委員会により付託された新規方法論の 決定・既存方法論の改廃に関する審議 ③上記①及び②に関する J-VER 認証委員会からの意 見への対応案に関する審議
オフセット・クレジット（J-VER） 制度事務局（以下「制度事務局」と いう。）	①J-VER 運営委員会、J-VER 認証委員会及び技術小委 員会等の運営の支援 ②J-VER 運営委員会、J-VER 認証委員会及び技術小委 員会の決定を受けた実務等

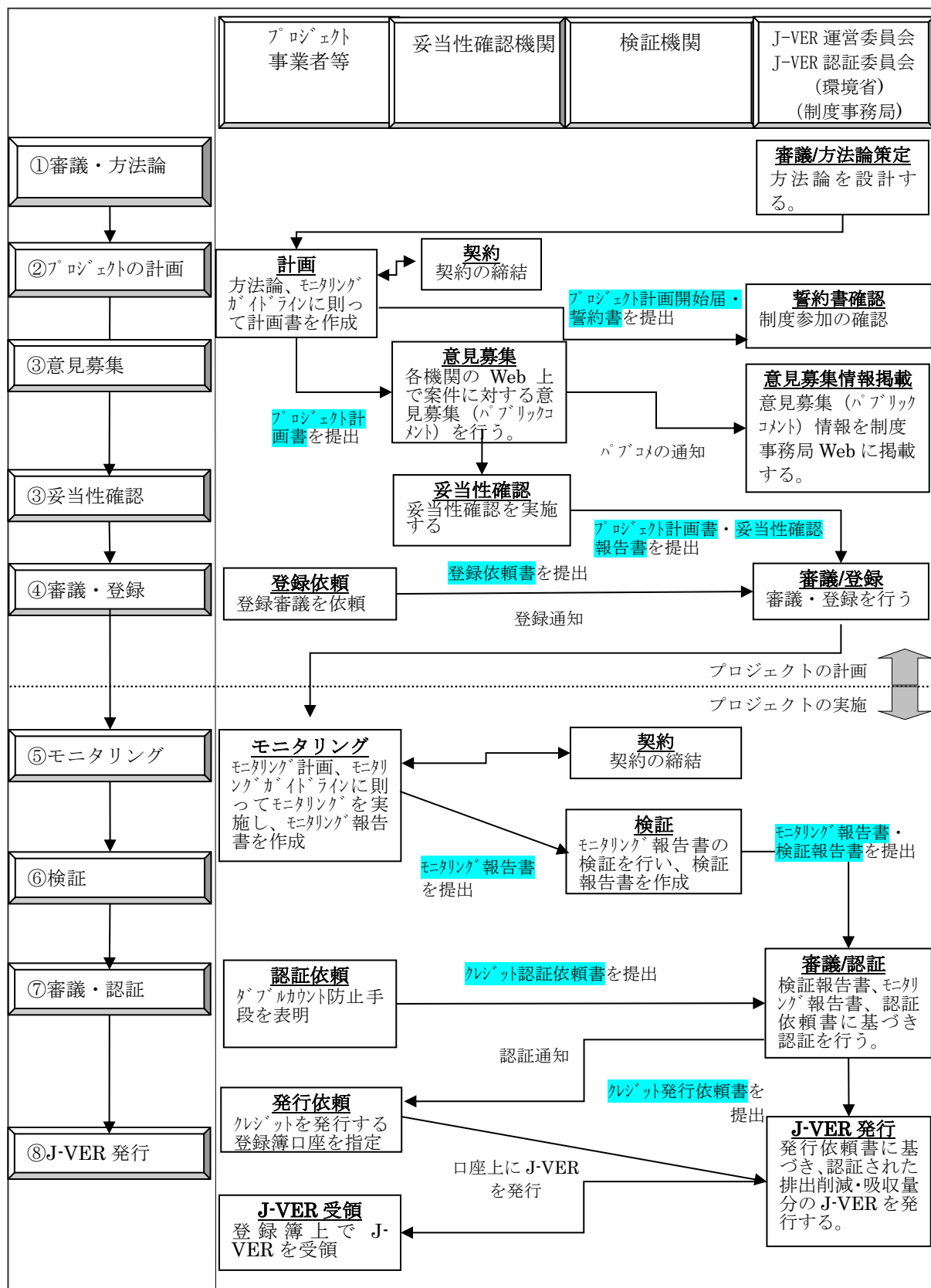
オフセット・クレジット（J-VER）発行対象期間の終了後、本制度において組織された委員会の業務内容は制度管理者（環境省）が執り行い、制度管理者（環境省）が必要と判断した場合においては委員会が業務を執り行う。

2.2 プロジェクトの計画・認証・発行プロセス及びルール

プロジェクト計画の策定からオフセット・クレジット（J-VER）発行までの流れは以下の

通り。

図 2-1 プロジェクトの計画からオフセット・クレジット（J-VER）発行までの流れ



① 方法論リスト、適格性基準、方法論（排出削減・吸収量のモニタリング・算定方法）の設計

- ・ 本制度で対象となる温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトは、J-VER 運営委員会が示す「方法論リスト」に掲載されるプロジェクト種類に合致し、その適格性基準を満たすものとする。
- ・ J-VER 運営委員会は、プロジェクト実施のニーズ等を踏まえ、採算性や実施状況等の現状調査に基づいて本制度にて積極的に促進支援すべきプロジェクト種類を方法論リストに追加し、その適格性基準及び方法論を決定・公表する。策定にあたっては、パブリックコメントを経ることとし、事前に技術小委員会において適格性基準及び方法論の検討を行う。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、プロジェクトの温室効果ガス排出削減・吸収量の算定及びモニタリングを、当該プロジェクト種類用の方法論に沿って行う。
- ・ 制度事務局 は、方法論リストのプロジェクト種類、適格性基準及び方法論に関する意見を広く一般より受け付ける。

本制度では、J-VER 運営委員会が採算性や実施状況等の現状調査に基づいて本制度にて積極的に促進支援すべき温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの種類をあらかじめ特定し、方法論リストに追加した上で個別の方法論に適格性基準を定めて公表することで、個々のプロジェクト代表事業者等による追加性立証を代替している。したがって、プロジェクト代表事業者等は、自らが実施しようとするプロジェクトが方法論リストに掲載され、方法論の適格性基準を満たしていることを確認することで、プロジェクトの計画を策定することができる。

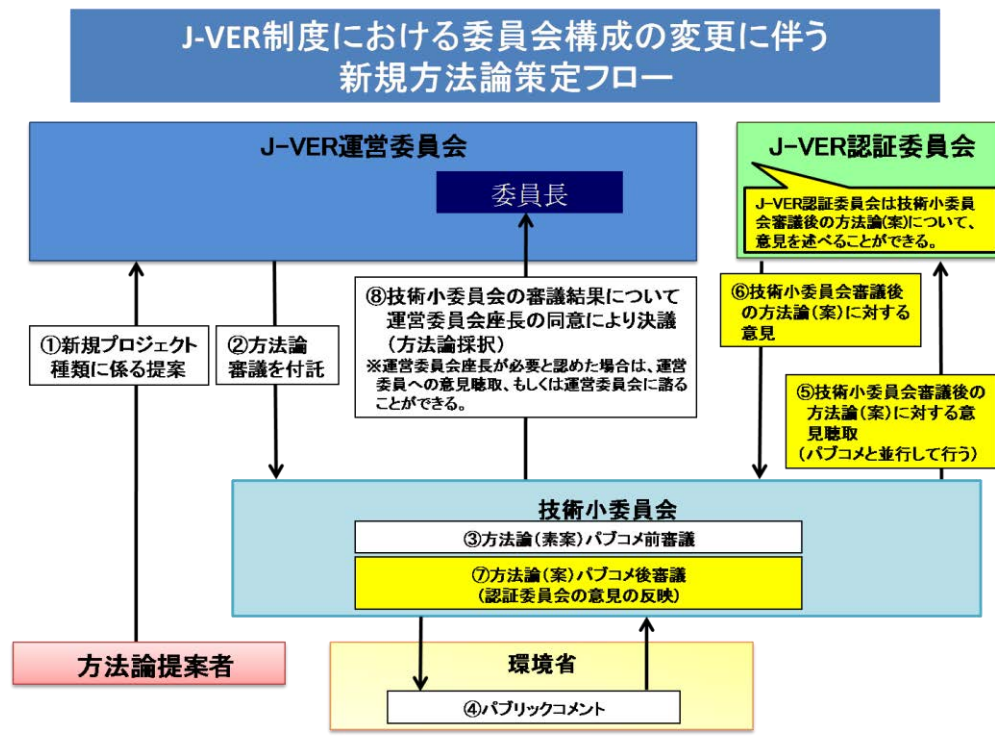
プロジェクト代表事業者等の負担軽減を考慮し、方法論リストに掲載したプロジェクト種類については、J-VER 運営委員会が方法論を併せて決定・公表する。プロジェクト代表事業者等は、方法論リストに掲載されたプロジェクト種類のプロジェクトを実施する際には、自ら方法論を作成する必要はなく、公表された方法論を使用し、プロジェクトを計画することができる。

方法論策定にあたっては、事業者の負担軽減のため、事業者が本来調査する内容等を方法論策定者側で事前に調査し、事業者が実際に考慮した場合と同等とみなせる（事業者が実際の立証を行う必要がない）よう方法論を設計する。これにより、方法論における事業者への要求事項を必要最小限の項目に絞り込む。

新規のプロジェクト種類に対する方法論策定手順としては、制度事務局が事前に当該プロジェクト種類に関する調査を実施し、方法論の素案を策定することになる。素案について、技術小委員会が審議を行い、以下のフローに従いその後パブリックコメントを経て、J-VER 運営委員会により正式な方法論として承認・公表される。なお、各方法論審議にあたっては、当該方法論にかかる分野の専門性を考慮し、制度事務局が適宜専門家によるチェックの必要性を判断の上で提案を行い、技術小委員会委員長の同意を得て、各分野の専門家を選定し技術小委員会に招聘する。当該専門家の選定にあたっては、利害抵触の回避や公平性の観点を十分に検討し行う。

既存方法論の修正は軽微なものが多いことから、原則として修正後の報告とするが、方法論の根幹にかかわる修正や、他の方法論への影響が大きな修正については事務局にて適宜

判断の上、技術小委員会審議前に認証委員会へ意見を伺う。



1

方法論リストに掲載されたプロジェクト種類のプロジェクトについて、既存方法論が適用できない場合には、方法論の一部変更を制度事務局を通じて技術小委員会に提案することができる。技術小委員会は、提案を踏まえ、方法論の変更に向けた検討を行い、その他の提案等も勘案しつつ方法論の変更の検討を行う。方法論変更の検討の頻度は、提案状況を鑑みて制度開始後に決定する。

※方法論リスト、適格性基準及び方法論は制度事務局 ホームページ (<http://www.j-ver.go.jp>) を参照のこと。

② プロジェクト計画の作成

- ・ プロジェクト代表事業者等は、プロジェクト計画書の提出にあたり、本制度により定められた妥当性確認機関との契約を行った上で、当該プロジェクトの登録に係るプロジェクト計画開始届を作成し、当該プロジェクトに係る全てのプロジェクト代表事業者等の誓約書とともに制度事務局に提出する。ただし、「市民参加型プロジェクト」に該当する方法論における一般市民・消費者（法人を含む）についてはこの限りではない。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、プロジェクトの実施にあたり、プロジェクト活動の概要、適用方法論、モニタリング計画に関する情報等、プロジェクト計画書を所定の様式に沿って作成する。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、吸収プロジェクトに係るプロジェクト計画を作成する際には、別途⑧-2を参照し、必要な書類を提出する。

《プロジェクト計画書掲載項目》

A：参加者情報

1. プロジェクト代表事業者
2. プロジェクト事業者情報
3. プロジェクト参加者情報
4. J-VER 取得予定者（事業者名、J-VER 口座番号）

B：プロジェクト活動の概要

1. プロジェクト活動
2. 採用技術
3. プロジェクト実施場所
4. プロジェクト期間
5. クレジット期間
6. 想定排出削減量・吸収量設備稼働期間／クレジット発生期間
7. 補助金受給有無等
8. 他制度への申請有無等

C：方法論の適用

1. 方法論の適格性基準との整合性
2. 適用方法論（方法論番号、方法論名称）
3. 適用するガイドライン等
4. ベースライン・シナリオ
5. 排出量・吸収量の定量化

D：その他

1. 関連する許認可及び関連法令等
2. 環境影響評価及び環境測定／ステークホルダーのコメント
3. 住民説明会の実施状況／その他特記事項

別紙）モニタリング計画書

③ プロジェクトの妥当性確認

③-1 妥当性確認の開始

- ・ 方法論リストに掲載されたプロジェクト種類に合致し、適格性基準を満たすプロジェクトであれば、妥当性確認機関との契約によりプロジェクトの妥当性確認を開始することができる。
- ・ 原則として、同一のプロジェクト実施者が関与し、同一の方法論を適用しうる場合であり、妥当性確認の内容がほぼ同等と考えられる条件を満たす場合は、プロジェクトをまとめて一括でプロジェクトを計画し妥当性確認を受検することができる。
- ・ プロジェクト代表事業者は、プロジェクト計画書の登録にあたって、原則として、JIS Q 14064-2 に準拠した制度を用いた JIS Q 14065 の認定を我が国において取得し、本制度で登録された妥当性確認機関に、プロジェクト計画書を提出し妥当性確認を受審する。妥当性確認機関の具体的な要件については別途定める。
- ・ 妥当性確認機関は、プロジェクト実施場所の実地審査を含めた審査を行わなければならない。ただし、特段の事情により、妥当性確認機関が J-VER 認証委員会においてあらかじめ承認を得た場合は、省略することができる。
- ・ 妥当性確認機関は、プロジェクト代表事業者等との契約に基づき、プロジェクト代表事業者等から提出されたプロジェクト計画書等が、形式上の要件を満たしているか確認の上、受理する。受理したプロジェクトは、一般からのパブリックコメントを募集し、妥当性確認においてパブリックコメントの内容を十分に考慮すること。パブリックコメントの取り扱いについては、別紙を参照すること。
- ・ 本制度では、2008 年 4 月 1 日以降に開始したプロジェクトを対象とする。ただし、2008 年 4 月 1 日以前に始められたプロジェクト（Early Actions）についても、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることが認められる場合には対象プロジェクトとする。方法論にて別途定めるものは除き、2008 年 4 月 1 日以前に始められたプロジェクトについては、当該プロジェクトが方法論リスト上で対象となることとなった期日から 1 年後までにプロジェクト計画開始届が提出されたものに限定する。
- ・ 補助金等の公的資金を活用する温室効果ガス排出削減・吸収活動が本制度の対象となるかについては一律の判断基準は設けず、方法論リストにおいてプロジェクト種類毎に設定する。
- ・ プロジェクト計画書の作成責任はプロジェクト代表事業者等にあり、プロジェクトの実態がプロジェクト計画書と異なっていた場合は、すべてプロジェクト代表事業者等の責任となる。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、妥当性確認にかかる次の 5 点につき合意するものとみなす。
(1) 保証レベル (2) 目的 (3) 基準 (4) 適用範囲 (5) 重要性（マテリアリティ）
- ・ プロジェクト代表事業者等は、妥当性確認機関に対し、妥当性確認結果に基づき、妥当性確認報告書、必要添付資料、及び指定様式による妥当性確認概要報告書を作成し、モニタリング計画書とあわせて制度事務局に提出するよう依頼する。必要添付書類の様式は別途定める。
- ・ 妥当性確認は、「オフセット・クレジット（J-VER）制度妥当性確認・検証ガイドライン」の他、JIS Q 14064-3 に基づいて実施し、妥当性確認に従事する者は自らの行為に対し、高い倫理観に基づいた行動をとること。

③-2 温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法

- ・ 温室効果ガス排出削減・吸収量の算定は、各方法論にて示す方法に従い行う。
- ・ 排出削減・吸収量の算定で考慮する温室効果ガス排出・吸収活動は方法論において特定する。

温室効果ガス排出削減・吸収量は、基本的にはプロジェクト活動排出量とベースライン・シナリオ排出量の差として算定するが、具体的な計算方法としては、①過去排出量と比較する方法、②一定の効率をベンチマークとし、その排出量と比較する方法、③現在使用している設備を継続利用した場合の排出量と比較する方法などがある。それぞれ以下の表に示すようなメリット・デメリットがあり、プロジェクト種類により適した方法が異なると考えられることから、プロジェクト種類ごとに方法論にて定める。

表 2-2 温室効果ガス排出削減・吸収量算定方法のメリット・デメリット

	①過去排出量	②ベンチマーク	③既存設備の継続利用
説明	・ 過去排出量（数年間の平均等）との比較	・ 一定の効率等を基準として、当該設備を使用した場合の排出量との比較	・ 現在使用している設備の継続利用した場合の排出量と比較
メリット	・ 実績データのため、恣意性が排除できる。また、データの精度を削減対策実施年と同じレベルにできる。 ・ 過去排出量より削減された分に対してのみオフセット・クレジット（J-VER）が発行できる。	・ 各事業者の生産量等の活動量の増減を考慮できる。 ・ 同一のプロジェクト種類に対して基準が明確化される。	・ 各事業者の生産量等の活動量の増減を考慮できる。 ・ 各事業者の現在の設備状況を考慮できる。
デメリット	・ 生産量等の活動量が増加傾向にある事業者がプロジェクト計画することが困難。	・ ベンチマークの設定が困難。	・ 推計を行うため、プロジェクト事業者の恣意性を排除することが難しい。

温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法の例

温室効果ガス排出削減・吸収量の算定においては、設備単位でモニタリングを行う場合、プロジェクト前後の原単位改善効果に生産量を乗じることで排出削減・吸収量を求める。この際、乗じる生産量の設定方法としては以下のように3通り想定される。また、事業所単位でモニタリングを行う場合には、プロジェクト実施前の排出量と実施後の排出量を比較することで求められる。

具体的な算定方法については、別途公表する各方法論にて示す。

<設備単位でモニタリングを行うケース>

- ① $(\text{プロジェクト実施前原単位} - \text{プロジェクト実施後原単位}) \times \text{プロジェクト実施前生産量}$
- ② $(\text{プロジェクト実施前原単位} - \text{プロジェクト実施後原単位}) \times \text{プロジェクト実施後生産量}$
- ③ $(\text{プロジェクト実施前原単位} - \text{プロジェクト実施後原単位}) \times [\text{プロジェクト実施前生産量又はプロジェクト実施後生産量のいずれか小さい量}]$

<事業所単位でモニタリングを行うケース>

④ プロジェクト実施前排出量－プロジェクト実施後排出量

本制度では、方法論策定の過程においてプロジェクトより想定される温室効果ガス排出・吸収活動を考慮して、温室効果ガス排出・吸収活動を特定する。したがって、プロジェクト代表事業者等は方法論に規定された排出・吸収活動をプロジェクトの対象範囲として解釈し、それ以外の排出活動についてはモニタリング・算定することは求められない。

④ 登録

- ・ J-VER 認証委員会は、プロジェクト代表事業者からの登録依頼書を受け、妥当性確認報告書及び妥当性確認概要報告に基づき当該プロジェクトの登録の可否を審議の上、適切であると認められる場合は登録する。
- ・ プロジェクトの登録は、当該プロジェクトについて、本制度上正式に手続きを開始するものであり、何ら法的な効果を生むものではない。また、登録されたプロジェクトについて、環境省、J-VER 認証委員会及び制度事務局は、オフセット・クレジット（J-VER）の発行を保証するものではない。
- ・ 登録プロジェクトについては、プロジェクト名及びプロジェクト計画書内容を Web 上で制度事務局 が公開する。
- ・ 却下されたプロジェクトは修正の上、再度登録依頼を行うことが可能である。
- ・ 登録後に、プロジェクト計画を変更し、プロジェクト計画書の修正が必要な場合の取扱いについては別紙に定める。ただし、別に定める⁷「市民参加型プロジェクト」に該当する方法論における市民参加に伴う事業活動の増加の場合の取扱いはこの限りではない。

制度事務局はプロジェクト登録の可否の結果を、当該 J-VER 認証委員会終了後、速やかにプロジェクト代表事業者等に通知する。登録後のプロジェクト計画書を Web 上で公開することは、当該事業者にとってプロジェクトを適切に実施し排出削減・吸収を実現するインセンティブとなる。また、以後プロジェクトを実施しようとする他の事業者が、これを参考としてプロジェクト計画書を作成することで、効率化を図ることができる。さらに、当該プロジェクトから発行される予定のオフセット・クレジット（J-VER）の流通に関する取引リスクも軽減される。

⁷ オフセット・クレジット（J-VER）制度方法論策定ガイドライン参照

⑤ モニタリング

- ・ モニタリングに関する基本的なルールは、モニタリング方法ガイドラインに示し、プロジェクト種類ごとの具体的なモニタリング項目及び方法は各方法論にて示す。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、登録時に承認されたプロジェクト計画書等に則ってモニタリングを実施し、モニタリング報告書を作成する。
- ・ プロジェクト代表事業者等が、モニタリング報告書において、設定できるモニタリング対象期間は、モニタリング報告書の提出日以前のものとする。

モニタリングは、プロジェクト実施による温室効果ガス排出削減・吸収量やその数値に基づくオフセット・クレジット（J-VER）発行量に影響を与えることから、統一的なルールに基づいたモニタリングが極めて重要である。

⑥ モニタリング報告書の検証

- ・ オフセット・クレジット（J-VER）の認証を受けるにあたっては、プロジェクト代表事業者等は、モニタリング対象期間終了日以降に、検証機関にモニタリング報告書を提出し、検証を受審する。本条項については、旧基本文書が適用されている時点で開始届が受理されたプロジェクトであっても、遡って適用される。
- ・ プロジェクト代表事業者は、温室効果ガス排出削減/吸収量の検証にあたって、原則として、JIS Q 14064-2 に準拠した制度を用いた JIS Q 14065 の認定を我が国において取得し、本制度で登録された検証機関に、モニタリング報告書を提出した上で、検証を受審する。具体的な要件については別途定める。
- ・ 検証機関は、検証ごとにプロジェクト実施場所の実地審査を含めた審査を行わなければならない。ただし、以下の条件をすべて満たす場合は、妥当性確認時の実地審査と同時に検証のための実地審査を行うことができる。
 - ① 検証の対象となるモニタリング対象期間終了日は、妥当性確認時の実地審査開始日より前に終了し、かつ実地審査の時点でモニタリング報告書が提出されていること。
 - ② 妥当性確認における実地審査時点でのプロジェクト計画が、原則として排出削減・吸収量に関わらない事項を除き修正されることなく、認証委員会において登録されていること。
 - ③ 妥当性確認の開始日から 6 カ月以内に検証が開始されていること。
 - ④ 妥当性確認時の実地審査が省略されていないこと
- ・ プロジェクト代表事業者は、受審した妥当性確認機関と同一の機関で検証を受審することができる。
- ・ 検証機関は、検証を開始するにあたり、プロジェクトの実態がプロジェクト計画書等と異なっていないか妥当性確認報告書を参照して最終確認し、異なる場合は、検証を中止する。その場合の対応については別紙にて定める。
- ・ プロジェクトの実態がプロジェクト計画書等の内容と異なっていた場合は、すべてプロジェクト代表事業者等の責任となり、妥当性確認は無効となる。プロジェクト代表事業者等は当該プロジェクトを J-VER プロジェクトとして継続したい場合は、改めて変更承認依頼（再妥当性確認）を行う。
- ・ 検証機関は、合理的保証を付与できる水準の検証を実施する。

- ・ 検証は、「オフセット・クレジット（J-VET）制度妥当性確認・検証ガイドライン」の他、JIS Q 14064-3に基づいて実施し、検証に従事する者は自らの行為に対し、高い倫理観に基づいた行動をとること。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、検証機関に対し、検証結果に基づき、検証報告書、及び指定様式による検証概要報告書を作成し、必要添付書類、モニタリング報告書とあわせて制度事務局に提出するよう依頼する。必要添付書類の様式は別途定める。検証に従事する者は自らの行為に対し、高い倫理観に基づいた行動をとる。

検証機関を認定する機関は、検証機関に対して適格な審査を実施し、認定の可否を判断する。要求事項に反した事例を検出した場合には検証の即時停止、認定停止等の処分を下す。

⑦ 排出削減・吸収量の認証

- ・ プロジェクト代表事業者は、J-VET 認証委員会に対して温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書を提出するものとする。ただし、一の温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼において、クレジット発行期間を複数設定することはできないものとする。
- ・ J-VET 認証委員会は、プロジェクト代表事業者からの温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書を受け、検証機関より提出された検証報告書、検証概要報告書及びモニタリング報告書に基づき、当該プロジェクトから生ずる排出削減・吸収量について認証を行うとともに、プロジェクト代表事業者に対して認証通知を行う。
- ・ クレジット発行対象期間終了後（2013 年 4 月 1 日以降）、既登録プロジェクトの内容に変更が生じた場合の取扱については別紙に定める。

⑧ オフセット・クレジット（J-VET）の発行

⑧-1 オフセット・クレジット（J-VET）の発行

- ・ プロジェクト代表事業者が、制度事務局に対して依頼するオフセット・クレジット（J-VET）発行量は、J-VET 認証委員会において認証された温室効果ガス排出削減・吸収量と同量とする。
- ・ J-VET 認証委員会は、プロジェクト代表事業者からのオフセット・クレジット（J-VET）発行依頼書を受け、認証された温室効果ガス排出削減・吸収量についてオフセット・クレジット（J-VET）を発行する。オフセット・クレジット（J-VET）の発行単位は、1t-CO₂ とし、1t-CO₂ 未満を切り捨てる。オフセット・クレジット（J-VET）の発行にあたっては、他の制度等における排出削減・吸収量の報告とのダブルカウントを避けるための所要の措置をとる。
- ・ オフセット・クレジット（J-VET）発行対象期間は原則として 2008 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までとする。

本制度で発行したオフセット・クレジット（J-VET）の用途は、企業や個人、自治体が主体的に行うカーボン・オフセットの取組（商品・サービス、会議・イベント、自己活動等）における活用を主眼とする。なお、各種規制等においても制度管理者の判断により削減取

組の補完的機能（排出削減義務等遵守目的への利用など）として活用することも想定される。

⑧-2 吸収プロジェクトに係る特別措置

- ・ 吸収プロジェクトについては、吸収量の永続性の確保の観点から、発行されるクレジット量のうち一定量を制度事務局における「バッファ管理口座」に確保し、自然撈乱や避けがたい土地転用・伐採後の植栽放棄等により消失される吸収量に相当するクレジットを「無効化口座」に移転するほか、故意による吸収量の消失や永続性の確保放棄に対する所要の措置をとる。これらの措置については、別紙に定める。
- ・ 各年度の吸収量算定結果は月ごとに分割することができる。年度内の吸収量を12等分して経過月数分をかけて算定した値から未満の切り捨てを行うことにより算出するものとする。
- ・ 森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非認定となった場合、所要の措置をとる。これらの措置については、別紙に定める。
- ・ 平成23年度森林法改正、平成24年4月1日からの同法施行による森林管理プロジェクトへの移行に伴い生じえる事象に対応した措置については、別紙に定める。
- ・ 吸収プロジェクトについては、プロジェクト代表事業者等は、プロジェクト代表事業者等に含まれない土地所有権の保有者、及び当該吸収プロジェクトの実施に係る入会権等、土地に設定された権利の保有者（保有者が組織、もしくは複数名で構成される場合はその代表者）に対して吸収プロジェクトの永続性確認を行う。永続性の確認方法及び確認事項は別紙に定める。吸収プロジェクトにおいては、プロジェクト代表事業者等は、2014年6月30日までに、2008年4月1日から2013年3月31日までの期間（以下「第1クレジット期間」という。）終了時の森林状況及び第1クレジット期間中の吸収量の累計を制度事務局に対して報告する。その結果、第1クレジット期間中の吸収量の累計が、クレジット既発行業に比して負であった場合は、両者間の差分に相当するオフセット・クレジット（J-VER）を2014年9月30日までに制度管理者に対して補填する。これらの措置については、別紙に定める。

⑨ オフセット・クレジット（J-VER）の管理

- ・ 制度事務局は、本制度により発行されるクレジットを参加者が保有、移転及び無効化するための各種口座等を含む登録簿（以下「J-VER 登録簿」という。）を作成する。
- ・ 制度事務局は、発行したオフセット・クレジット（J-VER）をプロジェクト代表事業者等の口座に移転し、その旨をプロジェクト代表事業者に対して通知する。
- ・ 事業者が発行されたオフセット・クレジット（J-VER）を受け取るには、プロジェクト代表事業者等は J-VER 登録簿口座開設の申請を行う必要がある。
- ・ 自らの口座にオフセット・クレジット（J-VER）を保有する事業者で他の事業者にその移転を行うこと及び無効化を行うことを希望する事業者は、制度事務局の管理する J-VER 登録簿を通じて移転を行う。
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）の他の事業者の口座又は無効化口座への移転単位は、1t-CO₂ とする。

クレジットの無効化とは、オフセット・クレジット（J-VER）の無効化口座への移転が完了したことを意味する。これにより、ダブルカウントを防ぐことができる。無効化口座に移転されたクレジットは、それ以降、カーボン・オフセット等を目的として売買・使用することができなくなる。

第3章 その他のルール

3.1 都道府県 J-VER プログラムの認証

- ・ 温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度（以下「都道府県プログラム」という。）について、本制度に整合していると認められるものを J-VER 認証委員会が認証し、「都道府県 J-VER プログラム」としてプログラム認証リストに掲載する。
- ・ 都道府県 J-VER プログラムより発行されるクレジット（以下「都道府県 J-VER」という。）は、J-VER 認証委員会により認証・発行されるオフセット・クレジット（J-VER）と同列に J-VER 登録簿に登録されるものとする。
- ・ 都道府県 J-VER は、J-VER 認証委員会とは異なる認証主体が発行するものであることを、クレジット種別を分けることにより明確化するものとするが、それ以外の保有・移転・無効化等 J-VER 登録簿上の取扱いについては、オフセット・クレジット（J-VER）と同様とする。
- ・ プログラム認証を受けることを希望する都道府県プログラムを運営する主体（以下「プログラム運営主体」という。）は、所定の申請書を制度事務局に提出するものとする。
- ・ J-VER 認証委員会は、プログラム運営主体より提出された申請書について、別に定める都道府県 J-VER プログラム認証基準に基づき、認証の可否の審議を行う。
- ・ J-VER 認証委員会は、都道府県 J-VER プログラム認証基準に規定する全ての条件を満たしたと認められるプログラム運営主体を方法論リストの区分ごとに、当該プロジェクト種類に係る認証を行う運営主体として一覧化する。
- ・ 都道府県 J-VER プログラム認証の効果は、認証された日から 1 年間とする。都道府県 J-VER プログラム運営主体がプログラム認証の延長を希望する場合、都道府県 J-VER プログラム認証された日から 1 年を経過する前に、更新手続きをとるものとする。
- ・ 制度事務局は、プログラム運営主体からの都道府県 J-VER の登録依頼に基づき、プログラム運営主体が都道府県 J-VER プログラムにおいて認証した排出削減・吸収量に対応する都道府県 J-VER を J-VER 登録簿上に登録する。なお、プログラム運営主体は、都道府県 J-VER の登録依頼に際して、当該都道府県 J-VER に係る検証機関による排出削減・吸収量に関する検証結果及びプログラム運営主体による審査内容を記録した議事録を制度事務局に提出することとする。
- ・ 制度事務局は、J-VER 登録簿上に都道府県 J-VER を登録した場合は、当該都道府県 J-VER のシリアル番号を当該プログラム運営主体に通知する。

3.2 制度文書の管理

- ・プロジェクト代表事業者等は有効期限を経過した制度文書を用いることはできない。ただし、当該文書において、別途定めがある場合は、その限りではない。
- ・本制度における制度文書及び有効期限は以下の通りとする。

①新規（修正後）文書が発効した時点から、旧文書は即時無効とするもの。	○オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 ○オフセット・クレジット（J-VER）制度委員会規程
②新規（修正後）文書が発効した時点から、旧文書は経過措置として8ヶ月間有効（Versionの0.1更新の場合は、以後直近のVersionの1.0更新で定められる有効期限に従う）とするもの。	○オフセット・クレジット（J-VER）の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論 ○オフセット・クレジット（J-VER）制度方法論策定ガイドライン ○オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン ○オフセット・クレジット（J-VER）制度妥当性確認・検証ガイドライン ○オフセット・クレジット（J-VER）制度登録簿システム利用規程
③新規（修正後）文書が発効した時点から、旧文書は経過措置として3ヶ月間有効とするもの。	○その他、環境省又はJ-VER運営委員会により制定される文書

- ・プロジェクト代表事業者等は、既にプロジェクトの開始届が受理されている場合、文書の有効期限に関わらず、当該開始届けが受理された時点で適用されていた文書を適用することもできる。ただし、当該文書において別途定めがある場合は、当該修正を適用しなければならない。
- ・本制度における基本文書の保存期間は、有効期限満了後から起算して10年間とする。
- ・本制度における制度文書のバージョン管理については次の通りとする。
 - ① 制度文書が新たに制定された場合、承認を受けたJ-VER運営委員会の日付または環境省が公表した日を制定日とし、Ver1.0とする。
 - ② 当該文書が改定された場合、改定の承認を受けたJ-VER運営委員会の日付または環境省が公表した日を改定日とし、バージョンを1単位（例：Ver1.0から2.0）更新する。その際、改定日は当該文書の分かりやすい場所に明記する。ただし、改定が軽微と環境省が認めた場合は、バージョンを0.1単位（例：Ver1.0から1.1）更新することができる。

3.3 用語の定義

用 語	定 義
-----	-----

VER (Verified Emission Reduction)	京都議定書、EU 域内排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の、温室効果ガスの排出削減・吸収プロジェクトによる排出削減・吸収量を表すクレジットの一般名称。
オフセット・クレジット	本制度に基づき、J-VER 認証委員会が認証した温室効果ガス排出削減・吸収量。
都道府県 J-VER	温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度であって J-VER 制度によりプログラム認証を受けたものに基づき発行されるクレジットで、J-VER 登録簿に発行されたもの。
プロジェクト事業者	プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減・吸収活動を実施する者を指す。
プロジェクト参加者	プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わる者。 ・ 温室効果ガス排出削減・吸収活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者 等
プロジェクト代表事業者	プロジェクト事業者を代表する者を指す。プロジェクト事業者が 1 者の場合、当該事業者。
制度管理者	環境省、J-VER 運営委員会及び J-VER 認証委員会を指す。
プロジェクト開始年月日	温室効果ガス排出削減・吸収をもたらす設備の稼動、事業が開始された年月日。
方法論リスト	本制度で対象となる温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト種類のリスト。
適格性基準	プロジェクト種類ごとに定められる、プロジェクト代表事業者等がプロジェクトの計画に際して満たすべき要求事項。当該基準を満たせば追加性が立証されたこととなる。
方法論	方法論リストに掲げられたプロジェクト種類について、温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の算定を行うための方法及びその算定にあたって必要な数量をモニタリングするための方法。
ベースライン・シナリオ	プロジェクトが実施されなかった場合に想定されるシナリオ。
ベースライン排出量	プロジェクトが実施されなかった場合に想定される温室効果ガス排出量。
妥当性確認	方法論の適格性基準に合致しているか否か及び方法論に合致する形で排出削減量又は吸収量が算定されておりモニタリングの計画が記述されているか否かの審査を行うこと。
算定	プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量の計算を行うこと。
モニタリング	プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量を算定するために必要なエネルギー使用量等の計測を行うこと。

検証	モニタリング報告書に記載された温室効果ガスの排出削減・吸収量等の情報が、定められたルールに従い適正に作成されているかどうかについて、関連する証拠を客観的に収集・評価し、その結果を検証報告書によって報告すること。
認証	登録されたプロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量について、検証の手続きを経た後、J-VER 認証委員会がこれを公式に認めること。
都道府県 J-VER プログラム認証	温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度について、本制度に整合していると認められるものを、J-VER 認証委員会が認証し、プログラム認証リストに掲載すること。
妥当性確認機関・検証機関	国際認定機関フォーラム (IAF) のメンバーより、JIS Q 14064-2 に準拠した制度を用いた JIS Q 14065 の認定を取得した、妥当性確認、検証を行う機関

「③－１ 妥当性確認の開始」の別紙で定める手続き

本制度では、妥当性確認の際に、意見募集を実施することが定められている。プロジェクト事業者との間に妥当性確認契約を締結した妥当性確認機関は、以下の流れに従って、意見募集を実施することとする。

- a) 妥当性確認契約を締結した妥当性確認機関は、プロジェクト実施事業者からのプロジェクト計画書一式が、制度事務局のウェブサイトにて公開されている「オフセット・クレジット（J-VER）制度における手続き」にて定められている「妥当性確認にあたって準備が必要な資料」が揃っているかを確認する。
- b) 妥当性確認機関は妥当性確認が終了するまでの期間内において次の条件を満たすようにパブリックコメントを募集する。
 - ア) 対象となる資料：上記 a) において定められた資料
 - イ) 意見募集期間：原則として 2 週間以上
 - ウ) 意見募集場所：各妥当性確認機関が運営するウェブサイト上
 - エ) 掲載項目：ウ) においては、少なくとも次の項目を表示すること
 - ・プロジェクト計画書受理日
 - ・プロジェクト名
 - ・方法論 No. （バージョンを明記）
 - ・年間想定 GHG 排出削減／吸収量[tCO2/年] ※小数点以下は切り捨て
- c) 妥当性確認機関は、b) のパブリックコメント募集を開始すると同時に、制度事務局に、意見募集を行っているウェブページ名（URL）を通知する。

なお、意見募集開始時点で、制度事務局がプロジェクト代表事業者等より「プロジェクト計画開始届」及び「オフセット・クレジット(J-VER)制度利用に伴う誓約書」を受理していない場合は意見募集を開始することができない。
- d) 制度事務局は、c) で通知された意見募集場所（URL）を同センターのウェブ上に掲載する。

「④ 登録」「⑥モニタリング報告書の検証」「⑦ 排出削減・吸収量の認証」の別紙で定める取扱い

オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則第2章2.2「④ 登録」「⑥モニタリング報告書の検証」の別紙で定める取扱いは、以下のとおりとする。

1. 検証開始前

既に登録されたプロジェクトに対する変更が、当該プロジェクトにおいて軽微（全プロジェクト期間における当該変更に伴う温室効果ガス排出削減量・吸収量の想定変化量が、想定温室効果ガス排出削減・吸収量全体の0.1%未満）または保守的（温室効果ガス想定排出削減・吸収量が減少する）な影響を及ぼす変更かどうかの判断を、プロジェクト代表事業者等が行った上で以下の措置を講ずる。

ただし、プロジェクトの質的变化（適格性基準に影響を及ぼす変更等）を伴う場合は軽微または保守的であるかの如何に係らず、再妥当性確認を行わなければならない。

（1）軽微または保守的な変更である場合

- ① プロジェクト代表事業者等はプロジェクト計画書及びモニタリング計画書の変更（自主変更）*を行うことができる。
- ② 検証の際に、検証機関においてプロジェクト代表事業者等の判断が妥当であったかを検証し、妥当であった場合は検証を継続し、妥当でなかった場合は検証機関から制度事務局へ報告を行い、（2）の手続きを行うこととする。

（2）軽微ではなく、かつ保守的ではない、あるいは当該判断ができない変更である場合

- ① プロジェクト代表事業者等は、表 3-1 及び 3-2 に定める場合を除き、原則として制度事務局へ変更承認依頼書を提出する。
- ② 制度事務局は「J-VER 認証委員会での審議が必要な変更」か、「制度事務局で確認し J-VER 認証委員会に対する報告のみ」でよい変更かについて、整理の上、J-VER 認証委員会委員長に報告する。
- ③ 委員長が、「制度事務局で確認し J-VER 認証委員会に対する報告のみ」と判断した変更については、変更を認めた旨をプロジェクト代表事業者へ通知し、J-VER 認証委員会に報告事項として報告する。
- ④ 委員長が、「J-VER 認証委員会での審議の上、再妥当性確認が必要かの審議が必要」と判断した変更については、J-VER 認証委員会での審議の上、審議結果をプロジェクト代表事業者へ通知*する。

*自主変更を行った場合、プロジェクト代表事業者等はすべての変更・対応を一覧にして、モニタリング報告書の書類として検証機関に提示すること。

2. 検証開始後

検証機関は制度事務局に対し、プロジェクトの実態が登録状況と異なる状況が生じていることを報告するとともに、当該変更が、プロジェクトにおいて軽微（全プロジェクト期間における想定削減・吸収量の0.1%未満）または保守的な（削減・吸収量が減少する）影響を及ぼす変更かの判断を行ったうえで以下の措置を講ずる。

(1) 軽微または保守的な変更である場合

引き続き妥当性確認結果は有効であるとみなし、検証を継続する。

(2) 軽微または保守的ではない、あるいは当該判断ができない変更である場合

- ① 検証機関から制度事務局へ報告を行う。
- ② プロジェクト代表事業者等は、変更承認依頼書を制度事務局へ提出する。
- ③ 制度事務局は、「J-VER 認証委員会での審議が必要な変更」か、「制度事務局で確認し J-VER 認証委員会に対する報告のみ」でよい変更かについて、整理の上、委員長に報告する。
- ④ 委員長が、「制度事務局で確認し J-VER 認証委員会に対する報告のみ」と判断した変更については、制度事務局は変更を認めた旨をプロジェクト代表事業者へ通知するとともに、J-VER 認証委員会に報告事項として報告し、検証機関は検証を継続する。
- ⑤ 委員長が、「委員会審議の上再妥当性確認が必要かの審議が必要」と判断した変更については、J-VER 認証委員会で審議し、結果をプロジェクト代表事業者に通知^{*}する。

^{*} 検証機関は変更に関するすべての判断・対応を一覧にして、検証報告書の書類として制度事務局に提示すること。

3. クレジット発行対象期間終了後

プロジェクト代表事業者は、クレジット発行対象期間終了後（2013 年 4 月 1 日以降）、既登録プロジェクトの内容に変更が生じた場合は「プロジェクト内容変更届」を提出すること。

※ 通知に伴う再妥当性確認のプロセスについて

- ・ J-VER 認証委員会が妥当性確認機関による再妥当性確認が必要と判断した場合、プロジェクト代表事業者等は妥当性確認機関に再妥当性確認を依頼する。
- ・ 再妥当性確認を依頼された妥当性確認機関は、変更内容を踏まえた妥当性確認報告書を制度事務局へ提出し、プロジェクト代表事業者等は登録依頼書を再度制度事務局に提出する。
- ・ J-VER 認証委員会において変更内容を踏まえた妥当性確認報告書が承認された場合、制度事務局はその旨をプロジェクト代表事業者に通知する。ただし、原則として登録日は変更しない。

表 3-1 プロジェクト計画書における自主変更可能な変更

項目	吸収	削減
A 参加者情報	代表者・担当者個人の異動に伴う変更、事務所転居及び市町村合併に伴う住所変更	
B.3 プロジェクト実施場所	市町村合併で変更となる場合	
B.4 プロジェクト期間/ B.5 クレジット期間	プロジェクト期間とクレジット期間以外の項目の変更を一切伴わない、開始時期の遅延の場合	
B.7 モニタリング報告の頻度	モニタリング報告の頻度全般	
B.8 補助金	方法論において経済性評価が不要とされている方法論の金額変更のみの場合	
C.6 モニタリングプロットの設置（吸収プロジェクト）	以下のいずれかに該当する場合 モニタリングの結果としての、 ①モニタリングプロットの単純増加または位置変更 ②代表されるモニタリングエリアの変更 ③計画段階にてプロット設置場所の候補地を複数用意していた場合のプロット数の減少	（該当なし）

表 3-2 モニタリング計画書における自主変更可能な変更

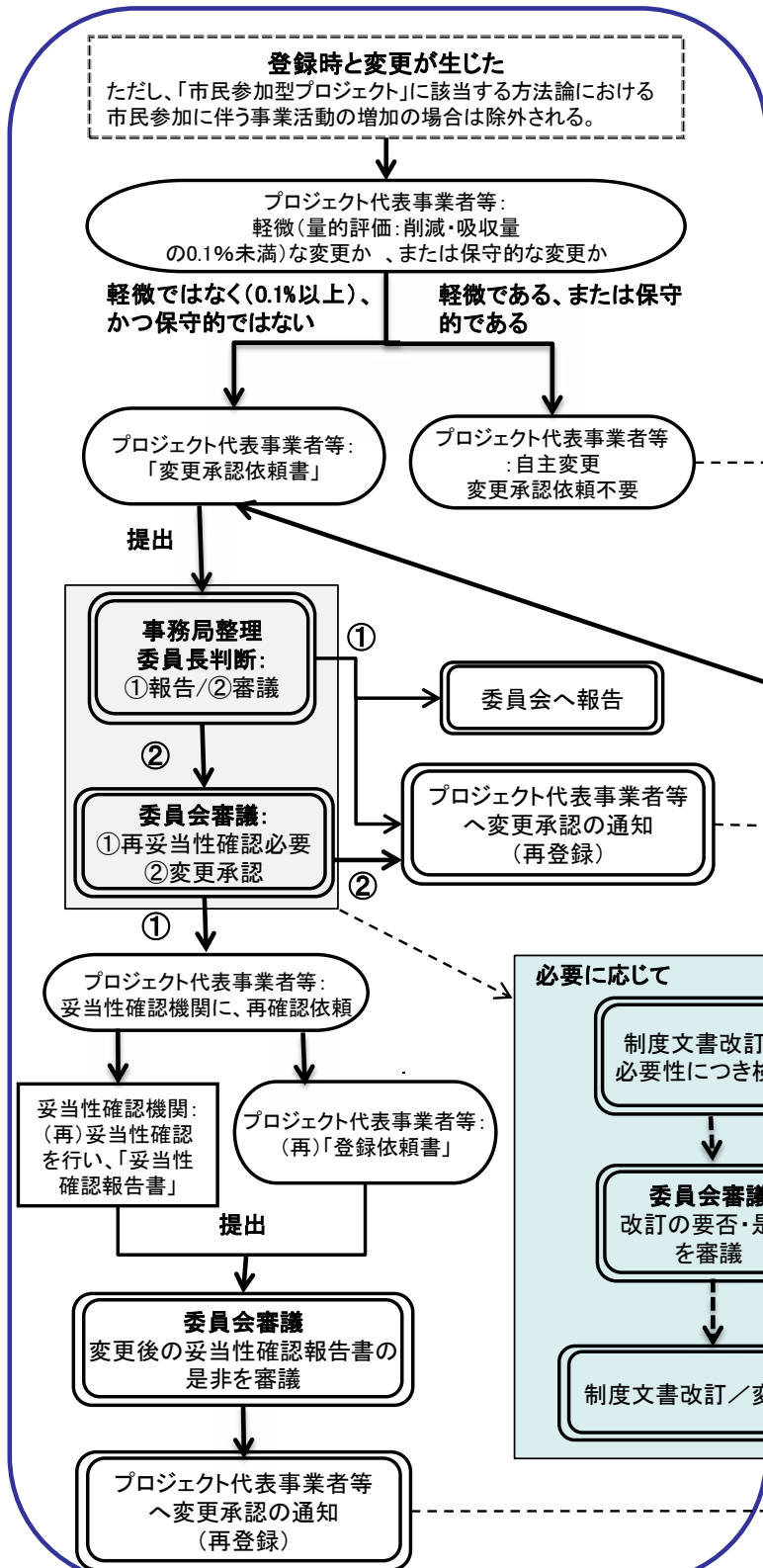
項目	吸収	削減
III モニタリング詳細—活動量—	モニタリング結果としての面積・林齢・樹種の変更の場合 具体的には、 ・混交林が検出された結果として、当該混交林においては林齢・樹種ごとの林境が明確に区分出来ない状況を検証機関が検証時に認めたため、モニタリングエリアをグルーピングし、モニタリングエリアの数が減少した場合 ・森林施業計画・森林経営計画の中で間伐が計画されていた小班のうち、モニタリングエリアとして指定されている小班において、施業年度を変更する場合 ※ただし、いずれの場合も、不確かさの値が 10%未満という制度要求事項を満たす必要がある。	（該当なし）
III モニタリング詳細—各種係数—	モニタリング結果としての地位・樹種、林齢の変更に伴う各種係数、成長量の変更の場合	（該当なし）
吸収：Ⅳ/Ⅴ 削減：Ⅴ/Ⅵ モニタリング体制図/ 品質保証(QA)及び品質管理(QC)	組織改編による部署名等、固有名詞の変更	

表 3-3 その他文書における自主変更可能な変更

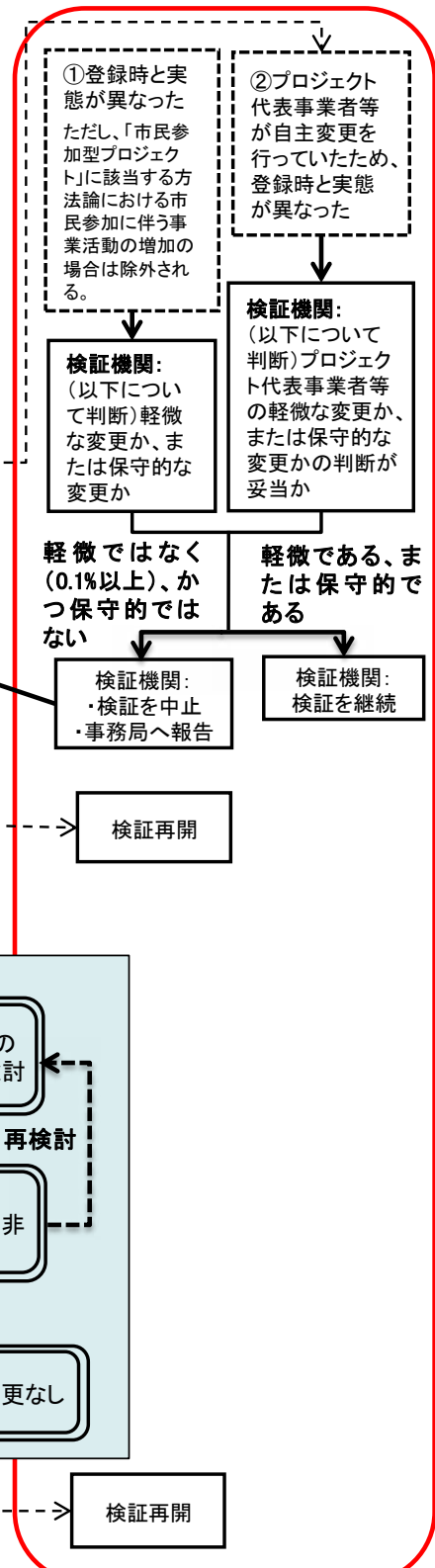
項目	吸収	削減
森林施業計画または 森林経営計画	・森林施業計画または森林経営計画上のプロジェクト対象地外における変更 ※ただし、プロジェクト対象地外であっても、「適切な更新がなされない主伐が行われる場合」または「林小班の追加に伴う所有者の変更や追加がある場合」は変更承認依頼の提出が必要 ・森林施業計画または森林経営計画における変更内容がすべて自主変更可能な変更である場合の認定番号の変更	(該当なし)

プロジェクトの変更承認に関するプロセス

【検証開始前(登録後)】



【検証開始後】



「⑧-2 吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所要の措置

オフセット・クレジット（J-VÉR）制度実施規則「⑧-2 吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所要の措置は、以下のとおりとする。

（１） 基本の方針

- ① 制度事務局は、本別紙に定める措置を、クレジット発行対象期間内、及びクレジット発行対象期間終了（2012 年度）後 10 年間継続して行うものとする。なお、この年限は、本制度の運用上定めるものであり、森林所有者等は当該年限以降も森林の持続的な管理を行う必要があることに留意する。
- ② プロジェクト代表事業者等は、プロジェクト対象地をめぐる権利関係を把握し、各権利の保有者に対し十分な説明を行い、基本文書の内容が適切に履行されるよう、配慮しなければならない。

（２） 自然攪乱、収用などの避けがたい土地転用の対処について

- ① 制度事務局が「バッファーマ管理口座」を保有し、クレジット（森林管理プロジェクトにより発行されるクレジットに限る。以下同じ。）発行時に、クレジット発行量の 3 %に当たる量のクレジットを制度事務局の「バッファーマ管理口座」に補填用クレジットとして確保する。ただし、このバッファーマ率は、自然攪乱、プロジェクト代表事業者等が収用などの避けがたい土地転用（以下「不可避の土地転用」という。）等の発生状況等を踏まえて変更する可能性がある。
- ② プロジェクト対象地において自然攪乱、不可避の土地転用が発生した場合、発生した箇所はプロジェクト対象地から除外する。
- ③ プロジェクト対象地において自然攪乱が発生した場合、制度事務局は「林野関係被害の発生状況」の統計等に基づいて、森林全体面積のうちの自然攪乱面積の割合を年度毎に算定し、当該年度までに発行した全クレジット量からその割合にあたる分のクレジットをバッファーマ管理口座から無効化口座に移転する。
- ④ プロジェクト対象地において不可避の土地転用が発生した場合、プロジェクト代表事業者等は不可避の土地転用による CO2 吸収効果消失量を把握し、毎年 6 月 30 日までに前年度分の消失量を制度事務局に報告⁸する。なお、2008 年度から 2010 年度までの 3 ヶ年の CO2 吸収効果消失量については、2011 年 6 月 30 日までに報告するものとする。制度事務局は報告を受けた CO2 吸収効果消失量分をバッファーマ管理口座から無効化口座に移転する。
- ⑤ バッファーマ量の算定方法としては、認証・発行依頼毎にバッファーマの 1 t 未満の端数切り捨てを行う。そのうえで、クレジット期間の最終年度の最終の認証・発行依頼時に(i) プロジェクト期間全体について、既発行クレジットと、既留保バッファーマ量の確認を行い、(ii) プロジェクト全体についてのバッファーマ量を計算し、端数の

⁸ 報告は実測に基づくものとし、根拠となる資料も提出すること。

切り捨てを行い、(iii) プロジェクト全体のバッファ量と既留保バッファ量を比較し、最終の認証・発行バッファ量で調整する。

- ⑥ 制度管理者は、永続性担保期間における自然撓乱、不可避の土地転用による CO2 吸収効果消失量の補填が終了したのち、バッファ管理口座にて留保されているクレジット全量を無効化口座に移転する。
- ⑦ 制度管理者は、バッファ管理口座に留保されているクレジット量が、自然撓乱、不可避の土地転用による CO2 吸収効果消失量の補填に必要なクレジット量を下回ることが判明した際には、当該不足分についての措置を講じる。

(3) 故意による土地転用・不適切な主伐への対処について

故意による土地転用・不適切な主伐（森林施業計画・森林経営計画、あるいは森林認証に基づかない主伐や伐採後の放棄）に伴う CO2 吸収効果消失分については、別に定める約款に基づき、当該土地転用・不適切な主伐を行ったプロジェクト代表事業者等に対して補填のための措置を求める。

① 予防措置

制度事務局では、承認された森林プロジェクト情報を Web サイト等で公開する。

② プロジェクト代表事業者等への措置

故意に基づく土地転用や不適切な主伐を行ったことが制度事務局に確認された場合、発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、プロジェクト代表事業者等が所有する当該クレジットを制度事務局が強制的に無効化する。既に第三者にクレジットが移転された後については、別に定める約款に基づき、プロジェクト代表事業者等は、当該登録を行ったプロジェクトに基づいて発行されたクレジットと同量のクレジット（J-VER）を調達・無効化することとする。これに従わない場合は、制度事務局はプロジェクト代表事業者等の氏名等を公表するとともに、以降のクレジット発行は認めないこととする。

なお、本項の措置については、当該土地転用や不適切な主伐の事由等、個別の事情を勘案して講ずるものとする。

(4) 森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続への対処について

森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となったことが制度事務局に確認された場合、発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となったプロジェクト代表事業者等が所有する当該クレジットを制度事務局が強制的に無効化する。既に、第三者にクレジットが移転された後であれば、別に定める約款に基づき、当該プロジェクト代表事業者等は、当該登録を行ったプ

プロジェクトに基づいて発行されたクレジットと同量のクレジット（J-VER）を調達・無効化することとする。これに従わない場合は、制度事務局は、当該プロジェクト代表事業者等の氏名等を公表する。クレジット発行対象期間内に森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となった場合、以降のクレジット発行は認めないこととする。

これらの措置は、（３）故意による土地転用・不適切な主伐への対処と重複する場合には、要調達クレジット量についての重複を排除する。

なお、森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非継続及び森林認証の取消・非継続事由等につき、「当該事象が発生した原因を示す書類」と「永続性担保期間内（2023年3月31日まで）に違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）を行わないことを約束する書類」をプロジェクト内容変更届とともに提出し、永続性担保期間終了後に*森林管理台帳等により計画の非認定期間において吸収量の永続性を消失するような行為が行われていないことが確認できれば、ただちに本項措置を講ずるものではない。

（５） 森林施業計画から森林経営計画への移行に伴う変更承認依頼手続き、及び森林経営計画移行に係る措置について

新たに認定を受けた森林経営計画の認定番号をプロジェクト計画書に追記し、認定を受けた森林経営計画認定書及び森林経営計画書を添えて変更承認依頼（2013年4月1日以降はプロジェクト内容変更届の提出）を行うこと。

J-VER 制度におけるプロジェクトの範囲は従前の森林施業計画の対象森林とし、従前の森林施業計画対象森林ではない森林が森林経営計画に加わった場合、従前の森林施業計画対象森林ではない森林の森林所有者からの永続性を担保するための同意書は不要とする。

① 森林経営計画の認定を受けた森林経営計画対象森林が従前の森林施業計画の全ての対象森林を含む場合

変更内容が認定番号のみの場合、認証委員会にて報告事項として扱う。

認定番号以外の変更を含む場合や、森林経営計画において追加となった森林経営計画対象森林をプロジェクト対象地として加える場合は、J-VER 制度における変更手続きに従うこと（実施規則 別紙 P. 27 参照）。

② 森林経営計画の認定を受けた森林経営計画対象森林が従前の森林施業計画の全ての対象森林を含まない場合

森林経営計画対象森林に含まれない従前の森林施業計画の対象森林においてプ

* 森林管理台帳等とは、森林施業計画書又は森林経営計画書に記載されている項目と同等の情報が記載されている資料

プロジェクト対象地がある場合、従前の森林施業計画の認定期間終了日以降の当該プロジェクト対象地からの吸収量は認めない。

森林経営計画対象森林に含まれない従前の森林施業計画の対象森林の永続性担保のため、「森林経営計画対象森林に含まれない理由を示す書類」及び「永続性担保期間内（2023年3月31日まで）に違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）を行わないことを約束する書類」を変更承認依頼の手続き（2013年4月1日以降はプロジェクト内容変更届の提出）の際に制度事務局に提出すること。

また、永続性担保期間終了後に森林管理台帳等を制度事務局に提出し、計画の非認定期間において吸収量の永続性を消失させるような行為が行われなかったことを証明すること。

③ 森林施業計画における計画期間終了日から、森林経営計画における計画期間開始日の間に、認定が継続していない空白期間が生じた場合

(a) クレジット発行対象期間内に空白期間が生じた場合

「空白期間が生じた理由を示す書類（理由が書かれた文書とその根拠資料）」と「空白期間中に適切に管理を行い違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）がなかったことを示す書類」をプロジェクト計画変更承認依頼書とともに提出すること。

提出された書類により、プロジェクト代表事業者等の責めに帰すべきではない正当な理由であると制度管理者より判断された場合、当該空白期間における吸収量についてクレジットの認証依頼を行うことができる。

一方、制度管理者により正当な理由ではないと判断された場合、当該空白期間における吸収量は認められないものとする。

(b) クレジット発行対象期間終了日以降、永続性担保期間内に空白期間が生じた場合

「空白期間が生じた理由を示す書類（理由が書かれた文書とその根拠資料）」と「空白期間中に適切に管理を行い違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）がなかったことを示す書類」をプロジェクト内容変更届とともに提出すること。当該書類の提出がない場合、森林管理プロジェクト特約第3条に基づく違約事象と見なされる。提出された書類により、違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）がなかったと制度管理者より判断された場合は、違約事象とはならない。

一方、違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）があったと制度管理者より判断された場合、森林管理プロジェクト特約第3条に基づく違約事象と見なされる。

(6) 森林所有者の変更に伴う永続性担保のための措置

別に定める約款に基づき、プロジェクト代表事業者等は、第三者に森林を譲渡

する際は、事前に制度事務局に届出を行うこととする。また、第三者と譲渡契約を行う際は、約款を順守する契約主体としての地位も承継することとする。

(7) プロジェクト対象森林が入会権等複雑な森林所有形態な森林管理プロジェクトにおける永続性担保のための措置

① プロジェクト対象地

プロジェクト代表事業者等と各種権利の保有者との間で、以下の確認事項につき合意した旨が明示された文書をプロジェクト計画段階で提出すること。(例:「吸収プロジェクトにおけるプロジェクト対象地に関する永続性確認覚書」)

- 当該プロジェクト登録日以降、2023 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く）及び不適切な主伐（方法論 R001 及び R002 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 当該プロジェクト登録日以降、2023 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地、あるいは対象地に設定された権利を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。

② プロジェクト計画時に提出した、クレジット対象期間に係る森林施業計画・森林経営計画内あるいは森林認証制度に基づく森林計画内において、プロジェクト対象地とはなっていない土地（プロジェクト対象地以外の土地）

プロジェクト代表事業者等から各種権利保有者に対し、以下の確認事項につき説明会等を実施した証拠となる文書をプロジェクト段階で提出すること。(例:「吸収プロジェクトにおけるプロジェクト対象地以外の土地に関する永続性確認方法についての説明会実施記録」)

- 当該プロジェクト登録日以降、2023 年 3 月 31 日までの間に、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く）及び不適切な主伐を行わないこと。
- 当該プロジェクト登録日以降、2023 年 3 月末日までの間に、第三者に当該土地、あるいは当該土地に設定された権利を譲渡する契約を行う際には、譲り受け人に上記内容を説明すること。

(8) クレジット発行対象期間終了後の報告義務及び補填義務

① 報告義務

方法論 No. R002「森林経営活動による CO2 吸収量の増大（持続可能な森林経営促進型プロジェクト）」のプロジェクト代表事業者等は、2014 年 6 月 30 日までに第 1 クレジット期間終了時の森林状況及び第 1 クレジット期間中の吸収量の累計を記したモニタリング報告書を制度事務局に提出すること。

② 補填義務

上記①において報告された第1クレジット期間中の吸収量の累計が、すでに発行されたクレジット量に比して負であった場合、「クレジット既発行量－第1クレジット期間中の吸収量の累計」分の J-VER を 2014 年 9 月 30 日までに制度管理者に対して補填すること。

改定履歴

H20.11.14 (Ver. 1.0) 制定
H21.3.10 (Ver. 1.1) 一部改定
H21.9.9 (Ver. 1.2) 一部改定
H21.10.13 (Ver. 1.3) 一部改定
H21.12.3 (Ver. 1.4) 一部改定
H22.7.1 (Ver. 2.0) 一部改定
H22.7.23 (Ver2.1) 一部改定
H22.10.5 (Ver2.2) 一部改定
H22.10.25 (ver2.3) 一部改定
H22.12.6 (Ver2.4) 一部改定
H23.1.13 (Ver2.5) 一部改定
H23.2.21 (Ver2.6) 一部改定
H23.4.21 (Ver3.0) 一部改定
H23.6.6 (Ver3.1) 一部改定
H23.8.29 (Ver3.2) 一部改定
H23.9.28 (Ver3.3) 一部改定
H23.12.28 (Ver4.0) 一部改定
H24.10.26 (Ver4.1) 一部改定
H25.5.10 (Ver4.2) 一部改定
H25.7.8 (Ver4.3) 一部改定
H26.1.15 (Ver4.4) 一部改定
H28.12.15 (Ver4.5) 一部改定